

BOOK LINER 商品使用許諾契約書

- お客様(以下「ユーザー」といいます)は、本製品(本ソフトウェアおよびマニュアル等関連資料を含みます)のご使用にあたり、株式会社セルシス(以下「セルシス」といいます)が定める下記の使用許諾契約書(以下「本契約」といいます)に同意される必要があります。なお、本製品のご使用に関して、セルシスまたは同梱物の権利者が別途定めた特約、使用条件等も、本契約の内容の一部に含まれます。
- ユーザーは、セルシスの許諾に基づき作成された正規の本製品をセルシスが正式に認める方法で取得しご使用いただく場合のみ、本契約に定められた権利を取得し、行使することができます。
- ユーザーが本ソフトウェアをインストール、ダウンロードまたは使用を開始した時点で本契約に同意したものとみなし、本契約が成立するものとします。
- 本ソフトウェアはセルシスまたはセルシスの権利許諾元の著作物であり、ユーザーは本契約の内容に反して本ソフトウェアを使用することはできません。

使用許諾契約書

■[ライセンス数]:1

第1条 定義

1. **本ソフトウェア**
本製品に含まれるコンピュータープログラム、または画像・音声その他のデジタルコンテンツ(セルシスが追加的に提供したアップデートプログラムやデジタルコンテンツを含みます)を指し、セルシスが権利者の許諾を得てユーザーに提供する著作物を含みます。
2. **インストール**
本ソフトウェアの内容をコンピューターの記録媒体に記録し、コンピュータープログラムの実行、またはデジタルコンテンツの利用が可能なる状態にすることをいいます。
3. **(本ソフトウェアの)使用**
本ソフトウェアに含まれるコンピュータープログラムの実行、またはデジタルコンテンツの利用をいいます。

第2条 ご使用条件

1. セルシスは、ユーザーが以下の各号に従い本ソフトウェアを使用することを許諾します。
 - (1)ユーザーは、本ソフトウェアを自ら占有・管理するコンピューターの1台にのみインストールできます。ただし、以下の各条件を満たす場合に限り、ユーザーは自らが占有・管理する他のコンピューターに本ソフトウェアをインストールすることができます。
 - ア. 本ソフトウェアの使用者をユーザー自身(法人ユーザーにおいては特定の従業員1名)に限定していること
 - イ. 本ソフトウェアを同時に使用しないこと
 - (2)本ソフトウェアは、ユーザー自身(法人ユーザーにおいては特定の従業員1名)だけが使用できます。ただし、以下の各条件を満たす場合に限り、ユーザーは第三者に本ソフトウェアを使用させることができます。
 - ア. 本ソフトウェアをユーザー自身が占有・管理するコンピューターの1台にのみインストールしていること
 - イ. 本契約の第3条各号に規定された禁止事項に反しないように本ソフトウェアを使用させること
2. ユーザーは、本ソフトウェアが独立した複数のソフトウェアで構成される場合においても、これらを分離して第三者に使用させることはできません。
3. セルシスは、ユーザーが正式なライセンスを持っていることを確認するためにネットワークを通じてライセンス認証を行う場合があります。この場合、ユーザーは本ソフトウェアの使用にあたり、あらかじめ上記の認証を行う必要があります。ユーザーは、本ソフトウェアを日本国内においてのみ使用できます。

第3条 禁止事項

ユーザーは、本契約で許諾される場合を除き以下の行為を行わないものとします。

- (1)本製品の全部または一部をセルシスの許諾を得ずに複製する行為
- (2)本ソフトウェアに含まれるコンピュータープログラムの改変・リバースエンジニアリング、本ソフトウェアの全部または一部の再配布・再使用許諾・公衆送信(送信可能化を含みます)、本製品の貸与・譲渡・レンタル・疑似レンタル行為・中古品取引、その他セルシスが本製品に関して有する一切の知的財産権を侵害する行為
- (3)第三者に対し、ネットワークを経由して、本ソフトウェアを使用させまたは本ソフトウェアの機能を利用した処理・サービスを提供する行為
- (4)セルシスがユーザーや本製品を識別するためにユーザーに提供した情報(シリアルナンバー等)を、第三者に開示・提供する行為。ただし、CLIP レンタルサービス規約が認める範囲に限り、第三者にシリアルナンバーを貸与することができます。
- (5)複数人の間で1台のコンピューターを同時期に使用し、または共有可能なシステムにおいて本ソフトウェアを使用する行為
- (6)本ソフトウェアを第三者に有償で使用させる行為、または本ソフトウェアを商用サービスに組み込む行為
- (7)権利保護を目的として本ソフトウェアにあらかじめ設定された技術的な制限を解除・無効化する行為、当該行為の方法の公開、または当該行為により本ソフトウェアを複製、翻案、使用する行為

第4条 譲渡

1. ユーザーは、セルシスが別途定める手続き・条件に従い、第3条に違反しない限りにおいて、本製品(本ソフトウェアを使

用する権利を含みます)を第三者に譲渡することができます。ただし、本製品に対するサービスとして本ソフトウェアのアップグレードを行ったユーザーは、アップグレード前の本製品を第三者に譲渡できません。

2. ユーザーは、本ソフトウェアを使用する権利を第三者に譲渡するにあたり、あらかじめ本ソフトウェアをインストールした全てのコンピューターから完全に削除する義務を負います。
3. 本製品の譲受人は、本ソフトウェアの使用にあたり本契約に同意する必要があります。また、本製品の譲渡に関する交渉は譲渡当事者間の責任で行うものとし、セルシスは一切の責任を負わないものとします。

第5条 保証

1. ユーザーは、本製品の媒体やマニュアル等関連資料に物理的な欠陥・乱丁・落丁があった場合は、本製品の購入日から30日間に限り、その程度に応じてセルシスの判断に基づき、交換または代金返還を受けることができます。
2. セルシスは、本製品の購入日から30日間に限り、本ソフトウェアに重大な瑕疵があった場合(動作保証対象外の特定のハードウェアまたはソフトウェアに起因する動作不具合を除きます)、瑕疵の程度に応じてセルシスの判断に基づき、媒体の交換もしくは修補プログラムの提供、解決方法の案内、または代金の返還を行います。ただし、セルシスは本ソフトウェアの品質・機能がユーザーの特定の使用目的に適合することを保証するものではなく、本ソフトウェアの選択導入の適否はユーザーが自らの責任で判断するものとします。
3. セルシスは本製品の瑕疵に関して、ユーザーに対し前二項に定める以外の責任を負いません。ユーザーが本製品の使用または使用不能により受けた直接的または間接的な財産的損害(営業上の損害を含みます)および精神的損害について、原因の如何を問わずセルシスは責任を負いません。
4. いかなる場合も、本契約に基づくセルシスの責任は、ユーザーが実際に支払った本製品の購入金額または本製品の標準価格の何れか低い方を上限とします。
5. セルシスは、本ソフトウェアの機能に付随して利用できる各種情報・ソフトウェアやサービスをネットワーク経由でユーザーに無償(ただし、通信にかかる費用はユーザー負担とします)にて提供することがあります。セルシスは、かかる情報・ソフトウェアやサービスについて、完全性、正確性、有用性およびネットワークの安全性・通信の安定性を含む一切の保証を行いません。また、セルシスはユーザーの承諾なくこれらの提供を中断または終了できるものとします。

第6条 使用許諾の終了

1. セルシスは、ユーザーが本契約の何れかの条項に違反したとき、本製品の代金支払いを怠ったときまたはセルシスの知的財産権を侵害したときは、本契約を解除し当該ユーザーへの使用許諾を終了することができます。
2. 本製品の使用許諾が終了した場合、ユーザーは速やかに自己の負担で本製品の使用を中止し、本ソフトウェアをインストールした全てのコンピューターから完全に削除するものとします。

第7条 その他

1. 本契約の解釈は日本法に準拠するものとし、本契約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. ユーザーは、本製品の使用にあたり、著作権法、輸出規制関連法を含む各種関連法令を遵守するものとします。
3. 本契約の第5条および第7条の規定は、使用許諾の終了後も効力を有するものとします。

■プリインストール・バンドル版に関する特約

ユーザーは、本製品がコンピューターその他の機器にプリインストールまたはバンドルされた状態で購入した場合、当該機器においてのみ本ソフトウェアを使用することができ、本契約第2条第1項第1号ただし書きは適用されないものとします。

■「CLIP」レンタルサービスの利用に関する特約

「CLIP」レンタルサービスにて本製品をご利用の場合、本契約第4条および第5条1項は適用されません。また、第6条の定めに関わらず、「CLIP」レンタルサービスの契約が終了した時点で本製品の使用許諾も終了します。その他、本契約と「CLIP」レンタルサービスの利用に関する契約の内容が一致しない場合は、「CLIP」レンタルサービスの利用に関する契約が優先的に適用されるものとします。

「CLIP」レンタルサービスでのご利用が無償レンタルの場合については、ユーザー自身のみが使用できるシリアルナンバーを本製品1点につき1つだけ保有することができます。

■ライセンス版に関する特約

セルシスが別途定めるライセンス版のご使用資格を有するユーザーのみが本製品を使用することができ、本契約第2条1項第2号ただし書きは適用されません。

■期間限定ライセンス版に関する特約

ユーザーは、セルシスが別途定める手続きに従い、期間限定ライセンス版のシリアルナンバーの発行を申し込んだ日から起算して、定められたライセンス期間が満了するまでの間本ソフトウェアを使用することができます(ユーザーに対する本製品の使用許諾は、当該期間の満了と同時に終了します)。期間限定ライセンス版のシリアルナンバーの発行申込にあたっては、セルシスが運営する創作活動応援サイト「CLIP」への無料会員登録が必要となります。期間限定ライセンス版については、本契約第2条第1項第1号ただし書きおよび第4条は適用されません。

■バージョンアップ版・優待版・アップグレード版に関する特約

本製品が、セルシスの特定の製品(以下「対象製品」といいます。同種のアプリケーションであるか否かは問いません)を対象とするバージョンアップ版または優待版等として提供されている場合、本契約は対象製品のユーザーとの間に限り有効に成立

するものとして。本製品と対象製品が同種のアプリケーションの場合、ユーザーは、本製品を対象製品と同一のコンピューターにのみインストールすることができます(本製品を対象製品とは別のコンピューターへインストールする場合は、あらかじめ対象製品をコンピューターから完全に削除する必要があります)。

セルシスが特に規定した場合を除き、ユーザーは対象製品 1 ライセンスにつき本製品 1 ライセンスの提供を受けられるものとします。

■体験版に関する特約

ユーザーは、本製品を機能の一部が制限された体験版として起動することができます。

ユーザーは、体験版に対して試用登録を行うことで、セルシスが別途定める一定期間、体験版を機能の制限無く使用することができます。

試用登録にあたっては、セルシスが運営する創作活動応援サイト「CLIP」への無料会員登録が必要となります。

体験版については、本契約第 2 条第 1 項第 1 号ただし書き、第 4 条および第 5 条 1 項は適用されません。

ユーザーが体験版に、セルシスが有償で提供しているシリアルナンバーを入力した場合、セルシスが別途定めた当該シリアルナンバーの有効期間内に限り、体験版に関する特約は適用されないものとします。

■ライセンス登録に関する特約

本製品には、セルシスおよびその他の権利者の知的財産権を保護する目的でネットワークを通じてライセンスを認証し、登録する技術(以下「ライセンス登録」といいます)が使用されている場合があります。この場合、ユーザーは本製品のダウンロード、インストールおよび使用にあたり、ライセンス登録を実行することに同意するものとします。

セルシスは、ライセンス登録の処理にあたり、ライセンスの登録に必要な情報(シリアルナンバーおよびコンピューターのハードウェア情報)を取得します。この際、セルシスがユーザーを特定できる個人情報収集することはありません。

ユーザーは、初回起動後一定の期間内にライセンス登録を実行しない場合、本契約書で許諾された権利を行使できなくなることがあります。また、ユーザーがハードウェアおよびソフトウェアを含むコンピューターの構成を変更した場合には、再度本製品のライセンス登録を実行する必要が生じることがあります。

ライセンス登録を実行するためには、ネットワークもしくは携帯電話の Web サービスに接続できる環境が必要となります(通信にかかる費用は、ユーザー負担となります)。

ユーザーはライセンス登録をした本製品を、インストールしたコンピューターから削除し、別のコンピューターにインストールする際、ネットワークを通じて登録したライセンスの情報を解除する必要があります。

■レーティング基準に関する特約

セルシスが別途提示するレーティング基準(以下「本基準」といいます)は、あくまでユーザーがコンテンツを閲覧する際の目安とするために作成されたものであり、基準の適法性・妥当性を保証するものではありません。実際のレーティング表示は、コンテンツ制作者様各自の判断で行ってください。

セルシスは、本基準を参考にレーティングおよびフィルタリングを行われたものであっても、その判断、判断基準およびコンテンツの内容に関して、一切の責任を負うことはできません。

セルシスでは、本基準の各項目の説明およびコンテンツ制作者が行ったレーティング結果の適法性・妥当性、その他レーティングに関するお問い合わせは一切お答えできません。

本基準の一部または全部をセルシスに許可なく転載・改変・引用することはできません。

■素材について

ユーザーは、本製品に含まれる素材・グラフィック・イラスト・画像等の電子データ(以下「素材」といいます)をそのまま、または加工したうえでユーザー自身の作品の制作に使用し、印刷物、ホームページなどなんらかの媒体を通じてそれらを発表、表示および配布することができます。

素材を使用して下記の行為を行うことはできません。

- (1)素材を第三者に対し複製・公衆送信等により頒布、または使用許諾等を行うこと(加工・改変の有無を問いません)
- (2)素材を使用して作成した作品を明らかに作品から素材を抽出できる状態で配布すること
- (3)素材を主たる構成要素として商品またはサービス自体のデザインとして利用、および商標・ロゴマーク・シンボルマーク・イメージキャラクターとして使用・登録すること
- (4)素材を公序良俗や法令に違反する内容に使用すること

■サンプルデータについて

本製品に含まれるサンプルデータの著作権は、セルシスまたは当該サンプルデータの著作権者に帰属します。ユーザーはサンプルデータを、作品制作上の参考資料としたり、一般に公開しない作品を制作する際の素材としたりするなど、著作権法 30 条で認められた私的使用の範囲内で使用することができます。

ユーザーは、商用・非商用を問わず、サンプルデータ、ならびにサンプルデータを使用して制作した作品を著作権法上認められた私的使用の範囲を超えて第三者に譲渡・使用許諾・公開(Web サイトへのアップロードを含む)等することはできません。

■「本製品」に含まれる、CMYK 画像変換処理には Adobe(R)より提供されている ICC Profile を使用しています。

「本製品」に含まれる ICC Profile は、同等のものを Adobe(R)のサイトから入手することができます。

「本製品」に含まれる ICC Profile に関する責任は CELSYS,Inc.にあるものとし、Adobe(R)はいかなる保証も行いません。

「本製品」に関する保証は、本契約に従うものとします。

■「本製品」に含まれる、CMYK 画像変換処理には“ICC Profile Library”を使用しています。
This product includes software developed by the The International Color Consortium (www.color.org)

■「本製品」に含まれる、TIFF 画像の圧縮伸長処理は“libtiff”ライブラリを使用しています。
Copyright (c) 1988–1997 Sam Leffler
Copyright (c) 1991–1997 Silicon Graphics, Inc.

■「本製品」に含まれる、JPEG 画像の圧縮伸長処理は、Independent JPEG Group の“libjpeg”ライブラリを使用しています。
The JPEG functions are based in part on the work of 'The Independent JPEG Group'.

■「本製品」に含まれる、PNG 画像の圧縮伸長処理は、“libpng”ライブラリを使用しています。
libpng version 1.4.1 – February 25, 2010
Copyright (c) 1998–2010 Glenn Randers-Pehrson
Copyright (c) 1996–1997 Andreas Dilger
Copyright (c) 1995–1996 Guy Eric Schalnat, Group 42, Inc.

■本製品に含まれる、PDF の読み込み処理は、Foxit Software Company の“PDFSDK”を使用しています。
Foxit PDFSDK Copyright (c)2010, Foxit Software Company www.foxitsoftware.com, All rights reserved

■本製品は Apache Software Foundation によって開発されたソフトウェアを使用しています。
This product includes software developed by the Apache Software Foundation (<http://www.apache.org/>).

なお、セルシスは、コンテンツの種類や製品の用途に応じて自社ウェブサイトやマニュアル等に別途使用条件を定める場合があります。ユーザーには、これらもあわせて遵守いただくものとします。

株式会社セルシス
URL : <http://www.celsys.co.jp/>